

# 山形県母性衛生学会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は山形県母性衛生学会と称する。

第2条 本会は事務所を会長の所属機関に置く。なお、本会の所在地は事務局の住所地とする。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は山形県の女性の健康を守り、母性を健全に発達させ、母性機能を円滑に遂行させるために母性保健に関する研究、知識の普及、及び関係事業の発展を図り、以って県民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は会員相互の親睦を図り前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母性衛生に関する調査、研究
- (2) 母性保健事業に対する学術的並びに技術的援助
- (3) 学術集会の開催
- (4) 機関紙「山形母性」の発行（年1回以上）
- (5) 関連諸団体との提携
- (6) その他必要と認める事業

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は正会員、学生会員および賛助会員とする。

2. 正会員および学生会員は本会の目的および事業に賛同し所定の手続きを経て入会するものをいう。
3. 学生会員は大学院生を除く。
4. 賛助会員は本会の事業に賛同し援助するものをいう。

第6条 本会に入会しようとするものは姓名、住所、職種、勤務先を記し、会費をそえて本会の事務局に申し込むものとする。

第7条 会費は正会員年2,000円、学生会員年1,000円、賛助会員年1口1万円、1口以上とする。

第8条 会員が退会するときはその旨を会長に届け出るものとする。会費を2年以上滞納したときは会員の資格を失う。

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたときは、会長は理事会にはかりこれを除名することができる。

## 第4章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

第 11 条 理事および監事は総会において選出する。

第 12 条 会長および副会長は理事会が選出する。

第 13 条 会長は本会の運営に関する会務を総理し、学会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐する。
3. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
4. 監事は会務を監査する。

第 14 条 理事、幹事の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 15 条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べ本会の事業を援助する。

第 16 条 本会に幹事を置くことができる。幹事は会長の委嘱により理事の業務を補佐する。

## 第 5 章 会 議

第 17 条 本会の会議は総会、理事会とする。

2. 会長は年 1 回総会を開催する。
3. 会長は特に必要と認めるとき、または会員の過半数により要望された場合に臨時総会を開催することができる。
4. 会長は必要に応じ理事会を開催する。

第 18 条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

## 第 6 章 会 計

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌 3 月 31 日までとし、会費は当該年度の総会までに事務所に納付するものとする。

第 20 条 本会の経費は第 7 条の会費及びその他の収入をもって充当する。

## 第 7 条 補 則

第 21 条 本会の会則を変更する場合は理事会の議決を得るものとする。

第 22 条 この会則に定めるもののほかに必要な事項は会長が別に定める。

## 付 則

第 23 条 本会則は昭和 53 年 11 月 19 日をもって施行する。

本会則は平成 7 年 10 月 8 日をもって施行する。

本会則は平成 18 年 4 月 1 日をもって施行する。

本会則は平成 26 年 6 月 12 日をもって施行する。

本会則は令和 4 年 7 月 8 日をもって施行する。